

津幡町告示第75号

津幡町新型コロナウイルスワクチン接種実施要綱（令和6年津幡町告示第65号）の一部を次のように改正する。

令和7年8月20日

石川県津幡町長 矢田 富郎

第6条第1項中「2,100円」を「4,500円」に改める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。